

今月のトピックス

平成 30 年 12 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
 社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
 東京事務所 品川区上大崎 2-5-19-5F
 TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
 埼玉事務所 上尾市今泉 178-1
 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
 URL <http://www.slmo.co.jp/>

【特定（産業別）最低賃金の改定について】

特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金であり、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が定めることを必要と認めた産業について設定されています。例年 12 月内を発効日として改定が行われており、各産業の賃金水準・労働形態を踏まえた上で業種の設定・改廃が行われています。

改定の対象外となった業種については、就業地ごとに本年 10 月に改定された地域別最低賃金が自動的に適用されることとなります。

都道府県	地域別最低賃金	業種	特定最低賃金	引上額	発効年月日
東京都	985	改定無し（地域別最低賃金と同じ）	—	—	—
神奈川県	983				
埼玉県	898	非鉄金属製造業	924	20	H30.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	930	21	
		輸送用機械器具製造業	939		
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	938		
		自動車小売業	936	20	
栃木県	826	塗料製造業	943	20	H30.12.31
		汎用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	889		
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業			
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		38	
		自動車・同附属品製造業	896	21	
		各種商品小売業	850	13	
群馬県	809	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	897	21	H30.12.20
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他の汎用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	886		

18 歳未満又は 65 歳以上の者
 雇入れ後一定期間であって、技能習得中の者
 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 製造業については、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者

※枠内に該当する方は適用除外となります

※弊社の年末年始休業期間は 12 月 29 日（土）から 1 月 6 日（日）となりますので、ご了承ください。